

行政調査特別委員会行政視察結果報告書

平成26年12月3日

報告者	第4班〔会派：市民フォーラム志向〕		
参加者	班長 阿部 和子	副班長 山越 一治	野沢 一敏
	齊藤 正三		

◆視察項目

実施年月日	平成26年10月7日（火）～26年10月10日（金）		
視察目的	1 総合型福祉政策について	NPO 法人このゆびと一まれ	
	2 富山型デイサービスについて	富山県富山市	
	3 新庁舎建設について	富山県射水市	
	4 飛騨の里施設の維持管理について	岐阜県高山市	
	5 Kマネー事業について	岐阜県可児市	
視察概要	富山市	*人口： 421,953 人 *面積： 1241.85 Km² *特徴： 県のほぼ中央から南東部一帯に広がり、富山湾から3,000m級の立山連峰まで多様な環境を有する。2005年4月に旧富山市と周辺4町2村が合併して、新「富山市」となる。	
	射水市	*人口： 93,588 人 *面積： 109.18 Km² *特徴： 2005年11月に新湊市・小杉町・大門町・下村・大島町が合併して誕生。県のほぼ中央に位置し半径7kmのコンパクトな市域。1968年の富山新港開港以降、工業化が急進。水揚げされる魚の種類日本一。	
	高山市	*人口： 92,747 人 *面積： 2177.67 Km² *特徴： 2005年2月に2町7村を編入合併し、東京都とほぼ同じ面積の日本一広い市となった。伝統的建造物群が立ち並ぶ古い町並、奥飛騨温泉郷、2つの国立公園など、伝統と文化と自然環境に恵まれている。	
	可児市	*人口： 97,436 人 *面積： 87.60 Km² *特徴： 県の南部、岐阜市・名古屋市の両県都から30km圏内に位置する。市の北端部には木曽川、中央部には可児川が流れ、豊かな自然環境と恵まれた立地条件により住宅都市として人口が増加。県最大級の工業団地も有する。	

◆視察結果（個別票）

個別項目	総合型福祉政策について 【富山県富山市】			
	視察先担当課	特定非営利活動法人 「このゆびと一まれ」理事長	添付資料	有 ・ ☐ 無

I 視察要旨

日光市はニーズ別にそれぞれ手厚い福祉サービスを提供して来ました。しかしこれからは少子高齢化と財政緊縮から、年齢を問わず利用できる、福祉の総合施設が求められています。そこで「富山型」と言われる、赤ちゃんからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる総合福祉サービスを実施している「このゆびと一まれ」の視察を行いました。

II 事業の成果・課題

1 設立経緯

平成5年理事長の惣万さんが、看護師として病院勤務していた時代に「家に帰りたい。畳の上で死にたい」と泣かれるお年寄りを見ていて、本当に必要なものは、「当事者の気持ちに寄り添うこと」と考え、退職金をすべて投げ出して地域に密着した居場所づくりから始まりました。

2 設立理念

子供の面倒を高齢者が見ればリハビリなんか必要ではなく、地域には行き場のない障がい者、ちょっとした用事で出かけたお母さんなど色々なサービスを必要としている人たちがいます。看護師、医療の使命は「全ての人の生命を助ける」こと。その思いからこのデイサービスでも利用対象者を「全ての人」とし、根幹の軸として「全ての人の生活を助ける」ことを基本理念としています。

3 事業内容

○認可事業・・・デイサービス3ヶ所、ショートステイ1ヶ所、グループホーム1ヶ所、居宅介護支援、放課後等デイサービス、就労継続支援B型

無認可事業・・・乳幼児の保育

○スタッフ数・・・正社員23名、総スタッフ数60名。

○富山型・・・県内に71ヶ所、市内に55ヶ所。富山型を運営したい人に設立時に惣万さんが支援。月に1回富山型を運営している団体で県の職員の人と一緒に会議を開催

している。

「このゆびと一まれ」は、住宅地の一角に、近所の民家と同じ佇まいであり、玄関に入ると、リビングでテレビを見ている方や和室で寝ている方など、利用者のみなさんが思い思いにくつろいで、家庭的な雰囲気に包まれていました。利用者は2歳のお子さんから、障がい者、高齢者の大勢がいて大家族のような感じでした。その中で障がいを持った方が洗車の仕事をしていました。介護の仕事の中で障がいを持った方にも出来る仕事がある、障がい者の平均工賃が月1万円という中で、6万円払うことができると。スタッフは目立たず呼ばれると来ていました。スタッフにも年収平均賃金380万円出せる、どこの事業所より出しているの辞める人は転勤くらい。設立当初から来ている方もいて、その人らしい生活が出来ているので状態が悪くならないとのことでした。

お話を伺うのもリビングの真ん中のテーブルで、あちらに見えるのが今夜にでも逝ってしまう人と紹介され、遠方に住む家族が泊まりに来るとのお話でした。扉が全開でその方が見え、そこへ子供たちが学校から賑やかに帰って来ていました。このような賑やかな中で旅立つことがその方の望みだと。

課題としては、設立当初行政は理解を示してくれず、縦割り行政に悩まされたそうです。地域のあらゆるニーズに応えられるこのような所が各地に出来る事が大切と話され、今では行政がやっと追いついて理解してくれているそうです。

Ⅲ 視察所見

生と死が日常にある理想的な空間に思えました。ここで子供たちが育てば、思いやりや死生観は自然と備わるでしょう。小規模ゆえに個々の状態に合わせたきめ細かいサービスができる事や、利用者を限定しないことでお年寄りと子ども、障がい者と子どもなどが一緒に過ごすことによる生活上の相乗効果があると思いました。

その上働く人にとっても賃金保障がきちんとされ、障がい者のある方にとっても通常の数倍の賃金を貰える日光市では、介護保険事業と学童保育までは経営しているNPOがありますが、別の場所で行っています。オアシス支援事業は、このゆびと一まれ方式ですが、高齢者中心で実際はそうになっていません。富山型はNPOの方が主導して、総合型福祉サービスを推進してきました。日光市では市が各事業者と協働し推進することが望ましいでしょう。

◆視察結果（個別票）

個別項目	富山型デイサービスについて 【富山県富山市】			
	視察先担当課	福祉保健部障害福祉課	添付資料	有 ・ ☐ 無

I 視察要旨

「富山型」と言われる、赤ちゃんからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、一緒に身近な地域でデイサービスを受けられる総合福祉サービスを実施している「特定非営利活動法人このゆびと一まれ」を、行政ではどのように対応し、支援しているのか知ること、日光市で導入する際の指標とするため視察しました。

II 事業の成果・課題

富山型福祉とは小規模・共生・地域密着で街中に展開しています。

できた経過ですが、平成5年富山赤十字病院のナース3人。赤ちゃんから高齢者まで。開設当時は老人福祉法、身体障害者福祉法、児童福祉法があり、惣万さんの思う形では行政は対応出来ず、自主開設されました。

惣万さんは子供がいればハビリなんか必要ない。地域には行き場のない障がい者、ちょっとした用事で出かけたお母さん、いろんな方を受け入れたいと始めたそうです。

行政との連携のはじまりは平成8年富山市障がい児ディの一時預かり事業スタート。平成9年高齢者ディの補助金交付が実現。平成12年介護保険が始まり事業者。その後特区を平成15年11月県と3市2町共同申請。内容は基準該当事業所で高齢者9人なら、基準該当4人身体、知的、精神、障がい児1人ずつというものです。平成18年全国展開となりました。

高齢者にとって子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進効果。障がい者では居場所ができることで、自分なりの役割を見出しそれが自立へとつながる。

児童ではお年寄りや障がい者など他人への思いやりや優しさを身に着ける教育面の効果。地域にとっては地域住民が持ち掛けてくる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点としての効果がある。

デメリットとして精神障がいなど特性で子供が泣いていたりすると落ち着かないなど不安要素になることもあります。

現在の特区は現行では通常就労の指定にはなれないものを特区で指定可能に。登録し

た障がい者が利用可能。スタッフには障がい者の勤務経験がある人を雇用しています。

その他設備の助成新築整備 1 2 0 0 万円（県 1 / 3 富山市）出しています。

平成 5 年当時縦割の行政。法定外のことで惣万さんたちは門前払いでしたが足しげく来たそうです。県のほうが最初に賛同。その後市の担当は分かれているが、惣万さんたちの影響で違う課との連携が行政の中でもするようになりました。共生のプラス要素・は障がい者の方で自分は障がい者のグループになじまない、自分は違うと障がいに否定的な方は富山型で自分の役割を見出し有効ではないかと思っています。就労支援 B 型で平均賃金月 1 万が惣万さんの所は 6 万円。会社内で事業を立ち上げて実施しています。

現在、富山型登録は高齢者しかいないところもあり、事業所側の主体性に任せています。全国的な展開は聞く限りでは取り組みが進んでない。制度としてはできるがばっと広がらない状況です。

課題としては、財政的な効果は介護保険では単価が高くて障がい者の人の単価が安い。財政的には事業者のメリットはない所です。介護保険改正で要支援 1、2 の対応は難しいと思っています。特区の弊害として特定利用者側からすれば複合的なサービスが増えることになります。障がいサイドからみればきちんとした療育を望む保護者からは十分なことできないのではと思う人もいます。高齢者介護が主になる、障がい者の指定事業者との差から富山型では十分な対応ができないという人もいます。指定の介護保険施設と富山型との通所の割合は 3 割程度です。事業所サイドから富山型といわれれば。50 か所以上。富山型をコーディネートするようにしています。ディ過剰で足りてきているが中心部の稼働率は低い状況です。中心市街地では助成制度を使ったのは 1 か所しかありません。

Ⅲ 視察所見

富山型総合福祉サービスが素晴らしいものに思いましたが、市の担当者の方からは 1 事業所として捉えており、惣万さんとの温度差を感じました。その辺が全事業者の 3 割しかなく、発足から 20 年が経過するのもかわらず全国展開も進んでいない状況と関係があるのでしょうか。どのようなサービスが市民にとって良いのか、それをどう評価し市としてどう導入するのかが問われていると思いました。介護保険が導入され、それぞれ利用者が選択するとなっています。しかし、それでは少子高齢化、孤立化に対応できません。

今後は社会情勢を踏まえ、福祉サービスはどうあるべきか、NPO と市との協働とは何か、市として一から考える機会だと思いました。

◆視察結果（個別票）

個別項目	新庁舎建設について 【富山県射水市】			
	視察先担当課	市長政策室政策推進課	添付資料	有 ・ ☐ 無

I 視察要旨

射水市は平成 17 年に 1 市 3 町 1 村が合併して誕生した。翌年から新庁舎の建設について検討を開始した。当初の合併特例債の期限、平成 26 年中の竣工を目標に建設計画を進めていた。平成 25 年 8 月から 3 回にわたり一般競争入札を公告したが、入札参加者が無く入札を中止せざるを得ない結果となった。新庁舎建設事業の経過の中で市民・議会との関わり方。市の組織機構、公共施設マネジメントに関する将来構想をどのように新庁舎整備計画に反映させてきたか。そして、昨今の建設費用の高騰に対してどのように対処したか。これらについて視察した。

【庁舎整備事業の主な経緯】

- 平成 17 年 11 月 射水市誕生。新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村の 1 市 3 町 1 村が合併
- 平成 18 年 6 月 射水市統合庁舎建設調査委員会を設置
- ・ 統合庁舎の必要性に関する資料作成を目的とした庁内組織
 - ・ 平成 19 年 3 月に「統合庁舎建設の検討結果報告書」を市長に提出
- 平成 19 年 7 月 住民懇談会 ・ 市内 4 か所で開催
- 平成 19 年 5 ～ 8 月 統合庁舎建設等検討市民懇話会（3 回開催）
- ・ 有識者、市民関係団体、公募委員計 16 名で構成
 - ・ 平成 19 年 8 月に「統合庁舎建設等に関する報告書」を市長に提出
- 平成 19 年 12 月 庁舎建設パターン別経費比較表を作成
- ・ 20 年間の総経費を建設パターン別に試算
- 平成 21 年 5 月 射水市統合庁舎建設基本構想策定委員会を設置（3 回開催）
- ・ 有識者と市民関係団体の代表等計 12 名で構成

平成21年11月 夏野元志 新市長の誕生

- ・計画見直しの方針を受けて平成22年3月に基本構想策定委員会を中止。

平成22年3月 庁舎整備に関する考え方を改めて整理

- ・新たに庁舎再編方式を加えた3方式（5パターン）で総経費を比較

①分庁方式（各庁舎をそれぞれ改修・建替えを行いながら継続）

※耐震補強が不要な場合と必要な場合の2パターンで、2庁舎の再編による場合についても試算

②既存庁舎統合方式（小杉庁舎を増築）

③統合庁舎方式（新たな場所に統合庁舎を建設）

平成22年6月 現状どおりの分庁方式の継続困難を表明

- ・3月の経費比較の結果のほか、今後も続くと思われる厳しい財政状況、行財政改革の推進、現庁舎の老朽化への対応等を総合的に考え、現状どおりの分庁方式の継続が困難であることを市議会で表明。

平成22年8～12月 庁舎整備に関する議員懇談会を開催

- ・市議会との集中的な協議から庁舎整備について一定の合意。

①一番経費のかからない方法で整備すること。

②新たな土地を取得しないこと。

付帯意見として、③市の中心に近いところで整備すること。

平成23年1～2月 市長のタウンミーティングを開催

- ・市内5か所で開催。
- ・市議会との合意を踏まえ、既存の市有地に必要最小限の新庁舎を整備するという方針の下に取りまとめた整備方針案を説明。

平成23年6月 射水市役所位置条例を一部改正

- ・議員提案により市役所の位置を大島中央公園東側隣接地とする条例改正案が可決。

平成23年7～8月 庁舎統合に関する意見交換会を開催（8団体と開催）

- ・新庁舎の配置プラン、現庁舎（跡地）の利活用及び窓口サービスの考え方について、各自治会連合会（5地区）、婦人会、商工会議所、

商工会と意見交換会を開催。

平成23年8～11月 射水市新庁舎整備基本構想検討委員会を設置（6回開催）

- ・有識者と市民関係団体からの推薦者計13名で構成。
- ・新庁舎に取り入れるべき機能や規模のほか、地区窓口サービスの在り方や現庁舎の利活用等について検討。

平成23年12月 射水市新庁舎整備の在り方について（提言）

- ・12月2日、射水市新庁舎整備基本構想検討委員会から「射水市新庁舎整備の在り方について（提言）」を受領。

平成23年12月～平成24年1月

射水市新庁舎整備基本構想（素案）のパブリック・コメントを実施

- ・射水市新庁舎整備基本構想（素案）に対する意見・提言を募集。

平成24年1月 射水市新庁舎整備基本構想を決定

- ・1月18日、市議会全員協議会にて、パブリック・コメントの実施結果及び射水市新庁舎整備基本構想（案）を報告後に決定。

平成24年1～3月 射水市新庁舎建設基本設計業務プロポーザルを実施

- ・1月20日公告。射水市新庁舎建設基本設計候補者選定委員会を設置し、設計者を選定。

平成24年4月 射水市役所位置条例の一部改正条例の廃止条例案を否決

- ・射水市役所位置条例の一部を改正する条例の廃止を求める直接請求を受け、4月23日の市議会臨時会に提出した条例案が否決。

平成24年5～11月 基本設計に着手

- ・基本設計業務プロポーザル最優秀者と契約し、基本設計に着手。

平成24年5～6月 市長の出前講座を実施

- ・27地域振興会にて、「説明します 市の重要施策 ～行財政改革と庁舎整備を中心として～」と題して、市長の出前講座を実施。市の財政状況や行財政改革を踏まえて、「庁舎整備事業の主な経緯」、「庁舎整備に関する6つの疑問に対する考え方」及び「庁舎整備計画のイメージ」について意見交換。
- ・主な質疑や意見等については市報7月号に掲載。

平成24年8月 市長の所信表明

- ・ 8 月 28 日、出前講座の実施や市民からの意見等を踏まえ、庁舎整備に関する所信を表明。

平成 24 年 8 ～ 9 月 基本設計中間案等に関する意見交換会等を実施

- ・ 基本設計中間案など新庁舎建設について、青年層や子育て世代等を中心に 5 団体と意見交換。
- ・ 基本設計中間案をホームページや市報 9 月号に掲載し意見を募集。

平成 24 年 12 月 基本設計の概要に関する意見を募集

- ・ 基本設計の概要を公表して意見を募集。

平成 25 年 1 ～ 12 月 実施設計に着手

- ・ 実施設計業務委託契約を締結し、実施設計に着手。

平成 25 年 6 月 新庁舎整備計画等を議会へ説明

- ・ 6 月 3 日、市議会全員協議会にて、新庁舎整備計画や、新庁舎及び地区の窓口サービスの在り方について説明・協議。

平成 25 年 7 ～ 8 月 庁舎整備事業費を増額

- ・ 7 月 22 日、市議会全員協議会にて、社会経済情勢を背景とした労務単価及び建設資材費の上昇により、建設費が約 43.9 億円から約 48.9 億円に増える見込みであることを説明・協議。
- ・ 8 月 5 日、市議会臨時会にて、庁舎整備事業費に係る補正予算を議決。平成 25 年度は 1 億円を増額、また平成 25 年度から 27 年度までの継続費として 5 億円を増額。

平成 25 年 8 ～ 9 月 入札の公告～延期～中止

- ・ 8 月 8 日、建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事について制限付き一般競争入札の実施を公告。
- ・ 9 月 5 日、建築主体工事において提案・質問の協議に時間を要するため、9 月 9 日に入札を延期。電気設備工事、機械設備工事についても、建築主体工事と関連するため延期。
- ・ 9 月 9 日、建築主体工事において入札参加者がいないため、入札を中止。併せて、電気設備工事、機械設備工事についても中止。

平成 25 年 9 月 入札（第 2 回目）の公告～中止

- ・ 9 月 10 日、入札資格要件を変更して、建築主体工事、電気設備工事及

び機械設備工事について制限付き一般競争入札の実施を公告。

- ・ 9 月 20 日、建築主体工事において入札参加者がいないため、9 月 30 日予定の入札を中止。併せて、電気設備工事、機械設備工事についても中止。

平成 25 年 10 月 現計予算の範囲内で庁舎本体工事を先行着手する旨を説明

- ・ 10 月 16 日、市議会全員協議会にて、現計予算の範囲内で庁舎本体工事を先行着手する旨を説明。残る工事（立体駐車場建築工事、外構工事等）については現計画を基本としながらも、改めて予算等を協議すると説明。

平成 25 年 11 月～平成 26 年 1 月

入札（第 3 回目）の公告～中止

- ・ 11 月 22 日、入札資格要件を変更して、庁舎棟の建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事について制限付き一般競争入札の実施を公告。
- ・ 1 月 24 日、建築主体工事において入札参加者がいないため、入札を中止。併せて、電気設備工事、機械設備工事についても中止。

平成 26 年 5～6 月 庁舎整備事業費を増額

- ・ 5 月 19 日、市議会全員協議会にて、庁舎新築工事の入札中止に係る検証と今後の進め方について説明・協議。
- ・ 5 月 26 日、市議会全員協議会にて、社会経済情勢を背景とした建設物価の上昇を踏まえて、庁舎整備事業費（工事監理費を含む。）が約 49.3 億円から約 59.4 億円に増える見込みであることを説明・協議。
- ・ 6 月 2 日、市議会臨時会にて、庁舎整備事業費に係る補正予算を議決。平成 26 年度は 22.6 億円を減額、また継続費は事業期間を平成 28 年度まで延長して約 10.2 億円を増額。

平成 26 年 6 月 入札公告（第 4 回目）

- ・ 6 月 4 日、入札資格要件等を変更し、庁舎棟のほか、立体駐車場棟や外構工事等を併せて、建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事について制限付き一般競争入札の実施を公告（入札日 7 月 14 日）。

平成 26 年 7 月 入札実施

- ・ 7 月 14 日、制限付き一般競争入札を実施。

<建築主体工事>

落札業者 佐藤工業・牧田組・高田建設射水市庁舎新築（建築主体）工事共同企業体

落札金額 4,271,400,000 円（消費税等を含む）

＜電気設備工事＞

落札業者 北陸電気工事・開進堂射水市庁舎新築（電気設備）工事共同企業体

落札金額 669,384,000 円（消費税等を含む）

＜機械設備工事＞

落札業者 菱機工業・丸芳工業射水市庁舎新築（機械設備）工事共同企業体

落札金額 920,160,000 円（消費税等を含む）

平成 26 年 8 月 工事請負契約の締結

- ・ 8 月 1 日、市議会臨時会にて工事請負契約に係る議案を議決。
- ・ 8 月 4 日、建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事について落札業者と工事請負契約を締結。工期は平成 28 年 8 月 31 日まで。

Ⅱ 事業の成果・課題

- ・ 平成 17 年の合併後、旧 5 市町村の一体感の醸成、組織機構の将来構想、旧庁舎の維持管理の在り方等を考慮し、新庁舎の整備計画を検討してきた。

【市民・議会との関わり方】

- ・ 平成 22 年の新市長誕生後、市長の計画見直し方針を受けて、庁舎整備に関する考え方を改めて整理し、詳細な総経費の比較検討を行った。また、庁舎整備に関する議員懇談会を開催し、市議会との集中的な協議から庁舎整備について一定の合意を得た。

①一番経費のかからない方法で整備すること。

②新たな土地を取得しないこと。

③市の中心に近いところで整備すること。

- ・ その後、市内 5 か所で市長のタウンミーティングを開催

市議会との合意を踏まえ、既存の市有地に必要最小限の新庁舎を整備するという方針の下に取りまとめた整備方針案を説明し合意を得た。

- ・ 市民に納得してもらうための、詳細な総経費の比較検討を行い、解りやすい資料の作成に務めた。また、議会に対しても新庁舎整備基本構想策定以前から集中的な協議を繰

返し、合意形成に努めた。

【市の組織機構、公共施設マネジメントに関する将来構想の反映】

・ 詳細な総経費の比較検討の中で、市の組織機構、公共施設マネジメントに関する将来構想に関しても明確な方針を示し、最大限の経費削減に努めた。

・ 30年後の将来推計人口79,000人（現在93,000人）を基本とし、新本庁舎の職員数を300人として計画した。

【昨今の建設費用の高騰に対してどのように対処】

・ 東日本大震災の復興需要やアベノミクス等による建設物価の上昇により、入札は三度にわたって中止となった。ようやく四度目にして施工業者が決まった。その間、庁舎整備事業費（工事監理費を含む。）が約49.3億円から約59.4億円（+20.5%）に増えた。

Ⅲ 視察所見

・ 本庁舎建設事業計画は行政課題の優先度としては決して高くはない。しかし、災害時の対応や行財政の観点から時期を逸することはできない。

・ 市民生活の現状を見るに、多額の予算を要する本庁舎建設事業計画は理解を得るためには丁寧な説明が必要でありその責任が求められる。

・ そのためには、明確な将来展望と経費節減に寄与できるすべてのケースに対する詳細な経費の比較検討が不可欠であると感じた。

・ 日光市でも新庁舎の建設は合併以来の大きな課題であり、これまでも市議会との協議、市長のほっとトークや意見交換会等を通じて様々な意見や質問がだされた。これら収集した情報を真摯に照査することにより市民の皆様のご理解が得られるよう努力する必要性を感じた。

・ さらに、国立競技場の解体工事入札の不調・延期が象徴するように、東日本大震災の復興需要、東京オリンピックに向けた準備、アベノミクス等による建設物価の上昇により、今後は一層の事業コストの上昇が見込まれる。このことに対する配慮の必要性を改めて感じた。

◆視察結果（個別票）

個別項目	飛騨の里施設維持管理について 【岐阜県高山市】			
	視察先担当課	ボランティア観光ガイド	添付資料	有 ・ ☐ 無

I 視察要旨

岐阜県高山市は平成 17 年に 9 町村を編入合併し、面積約 2,178k m²の日本一広大な市になり、10 年目を向かえています。現在の高山市の活況について観光資源の一つである〔飛騨民俗村〕を視察してきました。「飛騨民俗村」の設置目的を“飛騨地方古来の民家及び民俗資料等を保存・展示公開することにより、入館者の増加を図り、観光産業を振興する”としていますので、その運営の方法、おもてなし等について尋ねてきました。

II 事業の成果・課題

この事業の指定管理者の「有限会社トータルプランニングオフィス飛騨」の理念（モットー）は、市民の財産である飛騨の里をもっと市民の方や観光客の方に知っていただき、身近に感じて頂けるよう日々社員一同真心を売ることであるとし、「気配り、目配り、心配り」が大切であるとしています。また、特徴・特色については、指定管理者として、施設管理やイベントの企画・運営等を行っています。そして、豊富な経験と知識を持った高齢者従業員が施設内で、きめ細かいサービスを提供しているようです。施設への来訪者の利用者数の推移については、H22 年 165,192 人、H23 年 131,337 人、H24 年 131,805 人、H25 年 141,474 人と H22 年に比較すると約 23,700 人減少しているが過去 3 年間では増加していき、増加傾向に転じていると考えられます。増加の要因は様々考えるが、やはり、国指定の重要文化財（旧若山家・旧田中家・旧田口家・旧吉真（よしざね）家、これらの合掌造り等を観れば当時の暮らしにタイムスリップしたかのような錯覚に陥ります。また一棟 5 億円をかけ移築した建物群を見ればまさに本物であり、見る者を圧倒します。そして、年間通じて伝統芸能や体験学習等の行事を実施していることや、ソフト面ではボランティア観光ガイドの方々の努力、そして何よりも施設内の自然環境を重んじ案内をしている様です。その一例として、私たちが見学をしていた時アカカガシという蛇が順路に出ていても慌てることなくやり過ごしています。この様な行動は意外と出来にくいものです。以上の様な観点から利用者が増加していると考えられます。

施設の雇用については、高山商工会議所が「70歳まで働ける企業創出事業」を展開している中、その先進事例が平成16年4月に設立した「有限会社トータルプランニングオフィス飛騨」です。従業員17人（正社員12人、パート等5人）の平均年齢49歳で、年齢別は～59歳（9人）60～64歳（3人）65～69歳（4人）70歳以上（1人）また定年70歳であるが継続雇用制度もあるようです。

課題としては施設内の建物群の維持管理、例えば茅葺屋根の葺き替え等、高齢であるので安全で働きやすい職場づくりや健康管理、観光ガイドの育成等が課題と考えている様です。

Ⅲ 視察所見

この「飛騨民俗村」は本物志向の施設運営であり、ここに来れば白川郷に行かなくても、全ての合掌造りの形が見学でき伝統文化に巡り合える空間に考えられます。

また施設の有効活用のため、いきいき元気に70歳まで働ける企業を創出するのに、民間の指定管理により事業運営の自由度を高めていると考えられます。

日光市にも、有料の美術館、資料館などが存在しますが、おもてなしの一つとしてボランティア観光ガイドの育成を一段と進める必要があります。

◆視察結果（個別票）

個別項目	Kマネー事業について 【岐阜県可児市】			
	視察先担当課	市民部地域振興課	添付資料	有 ・ ☐ 無

I 視察要旨

今後自治体は人口・財政が減少し避けることのできない少子高齢化など、これまで経験したことの無い社会が想定される中で、可児市ではこれらに対応するため行政だけでなく市民、事業者、地域全体で社会貢献を通じ支え合い、地域経済の活性化にも繋げる、介護ボランティア制度とプレミアム付き商品券と組み合わせた制度を全国で初めて平成26年4月よりスタートさせた。

○事業概要

・これまでの介護ボランティア制度は、65歳以上の高齢者が介護施設などでボランティアを行うことでポイントをもらえ、後に換金できるシステムですが、これを年齢は問わず全市民対象とし→ボランティア登録、ポイント手帳の手続きを社会福祉協議会で行う→ボランティア活動（対象、子育て支援・高齢者在宅支援に限定）→ポイントが貯まれば翌年地域通貨Kマネーと社協にて交換（1時間100円が1ポイント、10ポイントで1,000円Kマネーと交換、年間限度額1万円）→市内事業者協力店（現在270店舗）1年の間に使用、協力店事業者によってはプレミアムが付いている（270店舗中50店舗ドリンク付など）→協力店事業者は市内金融機関で換金、翌営業日まで振込（手数料0円）→事業者は売上の1%を社会貢献協力金（事業の運営財源となる）として金融機関から引かれる。

・ボランティア活動ポイント制度の他に、補助金・報償費の一部を地域通貨Kマネーで交付（住宅リフォーム助成事業、工事費50万円以上、10万円を限度）

今まで、工事終了領収書添付で申請、その後振込のため銀行でそのままになっているケースが多いことからKマネーで助成、市内で買い物をしてもらう方式に変更、市民から苦情無し。

II 事業の成果・課題

○対象となるボランティア活動

・（子育て支援）放課後児童クラブ、本の読み聞かせ、子供遊び相手見守り、防犯パトロー

ル、託児、外国人子供語学指導など

- ・（高齢者支援）家庭内の困りごと支援、草刈り、片づけ、見守り活動、配食サービス、移動支援、宅老所サロンいきいき教室、障がい者支援活動など

- ・ 3年後、順次対象ボランティア活動拡大（環境活動など検討中）

○現在ボランティア数400人、

○持続可能なボランティア事業、地域通貨が安定するための3要素

① 参加者が多い ②発行量が多い ③使えるところが多い

課題と対応

○新規のボランティアを増やす（説明会を開催している）

○発行量を増やすため、一般市民向けに地域通貨Kマネーの販売を考えている（協力店事業者の商品＋商店特典プレミアムの付加が重要）プレミア付き（税金投入）商品券も検討課題だが、なるべく税金投入は考えていない

○使えるところを増やすために、個人、大型店ともKマネーを使用し易くするため区別していない（経済支援でなく、地域支援の要素が強い事業の為）

協力店を増やすために、市、商工会議所のホームページで店の紹介PRを行う。

財源

- ・ 65歳以上の高齢者は介護ボランティア制度と同じく、国では地域支援事業として予防介護にも繋がることから介護保険を適用（介護保険50%、国25%、県12.5%、市12.5%）したがって市負担分12.5%で事業ができる。65歳以下は市の単費となる。他に協力店より換金時に額面の1%を「協力金」として負担してもらう。事務費としては400万円程度。

Ⅲ 視察所見

可児市では、これまでプレミアム商品券を実施していたが、起爆剤としては良いが税金投入するため長く続かないとし、持続可能な事業を目指す上で税金をなるべく投入せず長く続かせる方法をとった。

子育てが安心してできる、高齢者が安心して暮らせるため、市民が地域を支えるボランティア活動を行い、代償として地域通貨（Kマネー）により、これまで市外に流出していた消費を市内協力店で買い物をする事で市内経済の活性化に繋げる。協働のまちづくりと地域経済活性化を同時に貢献する事業を目指している。モデル事業として3年の間に事業を確立したいとしている。

また、NPO法人中心の協働のまちづくりだけでなく、地域に根ざした活動にするには、住民に身近な自治会・連合会に力点を置いた、まちづくりを目指すとしている。

日光市においても、今後の市政経営に欠かせない協働のまちづくり、決め手がなかなか見いだせない状況にあると思われませんが、可児市の将来を見据えた思い切った発想を取り入れる余地は十分にあると感じたところです。